

特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟 スポーツ仲裁に関する規程

特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟の諸事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って行われる仲裁により解決されるものとする。

附則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。